



河辺区タイムライン



災害から身を守るために、避難を考えるタイミングの手がかりとして、活用してください(作成年月:令和3年9月)

気象状況



気象情報 (注1)

平常時

大雨注意報

大雨警報

特別警報

避難情報



警戒レベル3
高齢者等避難
(注2)

警戒レベル4
避難指示
(注2)

警戒レベル5
緊急安全確保

私たち(住民・災害時要配慮者)の動き 避難開始!

避難開始!

避難場所の確認
避難経路の確認
防災グッズを準備

いつでも避難行動に移れるように準備する。

【避難情報の入手方法】

テレビのdボタン、緊急速報メール(エリアメール)、防災無線(市、区)・広報車等

災害時要配慮者・早めに避難する方は、避難を開始!

- ①自主避難所【河辺区民センター】
- ②指定緊急避難【大宮第一小学校】
- ③福祉避難所【大宮北保育所】
- ※避難要配慮者への対応(河辺区)

直ちに、指定緊急避難場所の【大宮第一小学校・大宮中学校・大宮北保育所】へ避難を開始!

※緊急時は自宅の2階へ避難(注3)

ただちに命を守る行動を!(注4)

地域(河辺区・河辺自主防災組織等)の動き

スイッチ1

気象・防災情報等の確認
水位観測所【大谷川・竹野川】
雨量観測所【丹後広域振興局】
※京都府からの緊急情報

緊急地区防災無線による「自主避難所等の開設」

- ①警戒レベル3の発令で自主避難所開設
- ②避難要支援者に対する状況に応じた対応(細資料に基づき)
- ③市民局等との連絡・調整
- ④災害に応じた避難場所の設定(グラウンド)及び避難所への誘導

スイッチ2

自主避難所の運営及び自主防災等の対応

- ①防災会議の設定(区・自主防・消防団)
- ②避難の呼びかけ
- ③地区内の被害状況の確認
- ④市民局・避難所等との連絡調整

(注1) 気象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。

(注2) 気象状況に応じて、高齢者等避難の発令を早める、もしくは避難指示を発表する場合があります。

(注3) すでに避難経路が浸水していたり、夜間で十分な視界が確保できない場合は、無理な避難を避け、自宅の2階といった高い場所へ垂直避難を行います。

(注4) 生命を守るための最善の行動をとってください。

京都府河川防災情報

きょうと危機管理Web

あなたの街の防災情報



情報の入手先⇒

京丹後市河辺区 水害等避難行動タイムライン【土砂災害・浸水害・地震災害】

令和3年9月1日作成

スイッチ	気象情報・避難情報等	河辺区防災会議	要配慮者・区民
0.5	<p>※情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビのdボタン・防災アプリ等 ・気象庁ホームページ <p>◎警戒レベル3以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災無線(京丹後市、河辺区) 	<p>※状況確認</p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報に基づくデータの収集と状況確認 ②市民局・消防団等との情報共有 ③安否の確認・要支援者等への対応 ④災害箇所(以前)の確認 	<p>※災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報収集 ○事前の安全災害対策(各家庭・隣組等) ○要支援者の避難の準備 ・防災グッズ、貴重品の確認
1	<p>※スイッチ1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川、裏山、地鳴りや落石など、災害の兆候が発生 ●【警戒レベル3】⇒高齢者等避難の発令 <p>「避難準備、要支援者等の避難開始」</p> <ul style="list-style-type: none"> *気象警報 *避難判断水位の超過 	<p>※防災会議</p> <ol style="list-style-type: none"> ①区長が「スイッチ1」を確認 ②区長が「自主防災計画スケジュール」に基づき関係者に招集指示 ③河辺区防災対策本部開設(市民局に連絡) ④自主避難所開設(河辺区民センター内) <p>※「自主防災計画」に基づき活動</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤防災無線により避難の呼びかけ、要配慮者の避難誘導開始(安否確認) 	<p>※避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者の避難開始(注2・3) 避難場所：河辺区民センター、自宅二階等 ○要支援者以外の避難準備 *必要に応じた、自主避難開始 避難場所：河辺区民センター内 ○指定緊急避難場所等開設 指定緊急避難場所：大宮第一小学校 福祉避難場所：大宮北保育所
2	<p>※スイッチ2</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今までに経験のない災害の兆候 ●【警戒レベル4】⇒避難指示の発令 <p>「危険区域の方は全員避難」</p> <ul style="list-style-type: none"> *土砂災害警戒情報 *氾濫危険水位の超過 <ul style="list-style-type: none"> ●【警戒レベル5】⇒緊急安全確保の発令 <p>「直ちに命を守る行動を」</p>	<p>※緊急事態</p> <ol style="list-style-type: none"> ①区長が「スイッチ2」を確認 ②大宮市民局へ連絡 ③緊急事態の要請(区の役員、自主防災) ④防災無線により避難の呼びかけ ⑤状況を見て被害状況の確認 	<p>※緊急避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者以外の避難開始 指定緊急避難場所：大宮第一小学校 福祉避難場所：大宮北保育所 ○最終的な危険回避行動(区民全員) *自宅の二階の山から離れた部屋等へ *避難が可能ならば、周りの状況に十分注意し、次善の避難所へ移動する。

<避難指示等の解除>

<自主避難所閉鎖、河辺防災会議解散>

<帰宅>